第二十二条の七第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定は、法第三十四条第二項第三号の三に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、前項各号中「第三十四条第二項第三号の三」とあるのは、「第三十四条第二項第三号の三」と読み替えるものとする。

第二十二条の七第五項中「場合は」を「要件は」に改め、「を満たす場合」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「より当該」を「より」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「当該」及び「を禁止する条項を含む協定に対する違反」を削り、「いずれかを締結し」を「締結をし」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第三十四条第二項第四号の文化財保存活用支援団体（以下この項において「支援団体」という。）が公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。次項において同じ。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。次項において同じ。）であり、かつ、その定款において、当該支援団体が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該支援団体と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。

第二十二条の七第六項中「農地中間管理機構は、」を「要件は、同号の農地中間管理機構が」に、「あつて」を「あり、かつ」に、「その法人」及び「当該法人」を「当該農地中間管理機構」に、「もの」を「こと」に改める。

第二十四条の二第三項第一号イ中「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十七項」に改める。

第二十五条の十の二第十四項第三号中「が贈与」を「が贈与（公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）第二条第一項第一号に規定する公益信託（以下この号において「公益信託」という。）の受託者に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）を除く。以下この号、次号及び次項において同じ。）」に、「、次号及び次項」を「、次号及び同項」に、「遺贈（」を「遺贈（公益信託の受託者に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）及び」に改め、同項第二十七号中「規定する非課税管理勘定をいう。以下この号」の下に「、第二十九号イ及び第三十号」を、「規定する累積投資勘定をいう。以下この号」及び「特定累積投資勘定をいう。以下この号」の下に「及び第三十号」を、「特定非課税管理勘定をいう。以下この号」の下に「、第二十九号イ及び第三十号」を加え、同項第三十一号を同項第三十三号とし、同項第三十号を同項第三十二号とし、同項第二十九号を同項第三十一号とし、同項第二十八号の次に次の二号を加える。

二十九　金融商品取引業者等に特定口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が次に掲げる行使又は取得事由の発生（以下この号において「行使等」という。）により上場株式等を取得した場合（当該上場株式等の取得について、金銭の払込みを要する場合に限る。）に、当該行使等により取得する上場株式等の全てを、当該行使等の時に、当該特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託をする方法により受け入れるもの

イ　当該金融商品取引業者等に開設されている当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等（以下この号において「特定非課税口座内上場株式等」という。）である新株予約権付社債に付された新株予約権の行使

ロ　特定非課税口座内上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利（株主等として与えられた場合（当該特定非課税口座内上場株式等を発行した法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合を除く。）に限る。）の行使

ハ　特定非課税口座内上場株式等について与えられた新株予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権を含み、所得税法施行令第八十四条第三項の規定の適用があるものを除く。）の行使

ニ　特定非課税口座内上場株式等について与えられた所得税法第五十七条の四第三項第五号に規定する取得条項付新株予約権に係る同号に定める取得事由の発生又は行使

三十　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等及び当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等について生じた第二十五条の十三第十二項第一号から第十号までに規定する事由により取得する上場株式等（同項各号（同条第二十二項、第二十九項又は第三十二項において準用する場合を含む。）の規定により当該非課税口座に受け入れることができるもの及び前各号の規定により特定口座に受け入れることができるものを除く。）で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は保管の委託をする方法により行うもの

第二十五条の十二第一項第一号中「以下第二十五条の十二の三」を「第四項を除き、以下第二十五条の十二の三」に、「取得（同項」を「取得（法第三十七条の十三第一項」に、「特定中小会社（同項」を「特定中小会社（法第三十七条の十三第一項」に改め、同条第二項第一号中「の合計額の同項」を「（第四項の規定により計算される金額をいう。第七項及び第八項において同じ。）の合計額の同条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項第二号中「譲渡」の下に「（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法第三十七条の十三第一項に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額として政令で定める金額は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に第一項第一号に規定する払込みにより同号に規定する取得をした特定株式の銘柄ごとに、その払込みにより取得をした特定株式の同号に規定する取得に要した金額（次の各号に掲げる新株予約権の行使により同項第一号に規定する取得をした当該各号に定める特定株式にあつては、当該新株予約権の取得に要した金額を含む。）の合計額を当該取得をした特定株式の数で除して計算した金額に前項に規定する控除対象特定株式数を乗じて計算した金額とする。

一　法第三十七条の十三第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社に対する払込みにより取得をした新株予約権（新株予約権の発行に際してするものに限る。次号において同じ。）により取得をした新株予約権　当該特定中小会社により発行される特定株式

二　法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社に対する払込みにより取得をした新株予約権（同号イに規定する投資事業有限責任組合に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約に従つて取得をしたものに限る。）　当該特定中小会社により発行される同号イに掲げる特定株式

第二十五条の十二第五項中「第三項に規定する取得をした特定株式の」を「第三項各号に掲げる」に、「前項各号に掲げる」を「前項に規定する取得をした特定株式の」に改め、同条第六項中「第三項に規定する取得をした特定株式の」を「第三項各号に掲げる」に、「第四項各号に掲げる」を「第四項に規定する取得をした特定株式の」に改め、同条第七項中「受けた控除対象特定株式」の下に「（以下この項において「適用控除対象特定株式」という。）」を加え、「当該同一銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三十一日における当該取得価額から当該適用を受けた金額として財務省令で定める金額を同日において有する当該同一銘柄株式の数で除して計算した」を「第一号に掲げる金額から第二号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三十一日における所得税法施行令第百五条第一項の規定により算出した取得価額

二　当該適用控除対象特定株式に係る適用年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を当該適用年の十二月三十一日において有する当該適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の数で除して計算した金額

イ　当該適用年において当該適用控除対象特定株式以外の適用控除対象特定株式（ロにおいて「他の適用控除対象特定株式」という。）がない場合　法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた金額として財務省令で定める金額（ロにおいて「適用額」という。）

ロ　当該適用年において他の適用控除対象特定株式がある場合　適用額に、当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額と当該他の適用控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額